阿南市公民館スマートロック設置等委託業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、本業務を適切に実施することができる受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの手続等について、必要な事項を定める。

１　委託業務の概要

⑴　業務名

令和７年度阿南市公民館スマートロック設置等委託業務

⑵　目的

本要領は、阿南市内の公民館において利便性の向上を目的としたシステムを導入するために必要な事項を定めるものとする。

⑶　業務内容

別紙「阿南市公民館スマートロック設置等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑷　履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月３１日

⑸　委託料等限度額

4,840,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

クラウドサービス料

100,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

クラウドサービス料とは、令和８年２月１日から令和８年３月３１日までのシステム利用料、製品保守費用、事務管理手数料とする。

２　スケジュール

内容	期日等
⑴　公募開始（実施要領等公表）	令和７年１０月１日（水）
⑵　質問の受付期間	令和７年１０月１日（水）から 令和７年１０月９日（木）まで （午前８時３０分から午後５時まで）
⑶　質問の回答期限	令和７年１０月１６日（木）
⑷　参加申込書提出期限	令和７年１０月　１日（水）から 令和７年１０月１７日（金）午後５時必着 （午前８時３０分から午後５時まで）
⑸　現場確認	令和７年１０月　１日（水）から 令和７年１０月１７日（金）まで
⑹　企画提案書提出期限	令和７年１０月２１日（火）午後５時必着
⑺　事前審査結果通知期限	令和７年１０月２４日（金）
⑻　プレゼンテーション審査実施日	令和７年１０月２９日（水）

⑼　審査結果通知	令和７年１０月３１日（金）

※　ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

３　受託候補者の選定方法

受託候補者は、阿南市公民館スマートロック設置等委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が「４　審査概要」に基づき審査し、選定する。

４　審査概要

⑴　参加資格要件

参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

①　令和７年１０月１日現在において、阿南市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

②　令和７年１０月１日現在において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

④　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立てがされている者でないこと。

⑤　直近１年間の国税及び地方税を滞納している者でないこと。

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが、構成員の中に存在する者でないこと。

⑦　個人情報の漏えい、滅失、棄損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

⑧　仕様書の内容を踏まえ、過去に都道府県、市町村等において本業務と同等業務についての実績を有すること。

⑵　審査基準

評価項目	評価基準		評価点
基本情報	導入概要	本業務導入の目的や方針を正しく理解し、システム構成について合理的な提案できているか	１０点
	導入実績	都道府県、市町村等において十分な導入実績があるか	２０点

システム	システムの導入について	スケジュールは適切か	１０点
		本業務を遂行できる実施体制となっているか	１０点
		機能要件確認表における必須機能等の対応状況	１０点
		システム導入後の保守･運用サポートの内容は充実しているか	１０点
	システムの使いやすさ	操作性や見た目がしっかりと考慮されており、利用者だけでなく、管理する人にとっても扱いやすい設計になっているか	１０点
価格評価		(1-見積金額÷提案上限額)×配点	２０点
その他	非常時対応	災害（非常時）発生時のことは考慮されているか	１０点
	プレゼンテーションの分かりやすさ	発表者のプレゼンテーションは分かりやすいものか	１０点
	情報セキュリティ	本業務に関する情報セキュリティ対策は問題ないか	１０点
	年間の運用保守費用	・年間の運用保守費用は適切か。 ※「適切である 10」、「適切でない 0」	１０点
		合　　計	１４０点

５　質問の受付及び回答

本プロポーザル又は仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（様式１）を電子メールにて阿南市教育委員会教育部生涯学習課まで提出すること。

⑴　提出期限

令和７年１０月９日

⑵　速やかに電子メールにて回答する。ただし、提出期限を過ぎて提出されたもの、及び質問の内容により受託者選定の手続が公平に行えないと判断されたものについては、回答しない。

⑶　E-mail：kyousha@anan.i-tokushima.jp

６　参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書（様式２）に必要書類を添付し、阿南市教育委員会教育部生涯学習課まで提出すること。

⑴　提出期間　令和７年１０月１日（水）から令和７年１０月１７日（金）までの閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時まで

⑵　必要書類

①　参加申込書（様式２）

②　印鑑証明書（受付日前３か月以内に発行されたもの、写し可）

③　商業登記簿謄本（受付日前３か月以内に発行されたもの、写し可）

④　納税証明書（最新決算年度のもの、写し可）

⑤　財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

⑥　会社概要（１部）

⑶　提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

①　持参

②　郵送

ア　一般書留又は簡易書留により、提出期間内必着で提出すること。

イ　提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

ウ　送料は、参加申込者の負担とする。

エ　市は、郵送及び宅配中の確認、追跡などの責任は負わないものとする。

７　企画提案書等の提出書類等

６の参加申出書等を提出した者は、⑴　提出書類（企画提案書一式）を阿南市教育委員会教育部生涯学習課まで提出すること。

⑴　提出書類（企画提案書一式）

①　企画提案書（企画提案書様式１）

②　企画書（任意様式）「７⑷提案書の作成要領」を参照すること。

③　業務実績調書（様式３）

・令和元年（平成３１年）４月１日から令和７年３月３１日までの間で、他の地方公共団体から受注した本業務と同等業務について都道府県、市町村等における実績を示すこと。

④　費用見積書（様式４）

⑤　積算内訳書（任意様式）

・上記④の見積に係る積算内訳がわかるもの。

・設地工事については現状もしくは軽微な改修による設置作業経費とする。なお、軽微な改修を加える際にも事前に協議を行うこと。

⑥　機能要件確認表（様式５）

・機能要件確認表の各項目への対応可否等を記載すること。

⑦　クラウドサービス料（任意様式）

・本格稼働後から今年度運用費（本業務における運用開始予定の令和８年２月１日から

令和８年３月３１日まで）

⑵　提出期限　令和７年１０月２１日（火）午後５時必着

⑶　提出部数

８部（正本１部、副本７部）

⑷　提案書の作成要領

プロポーザル提案書は、下記に基づいて作成すること。

①事業者に関する項目

本業務を遂行するための業務実施体制（配置、役割分担などを含む。）を示すこと。また提案の責任者、プロジェクトリーダーなどを記載すること。

②企画・技術提案に関する項目

・事業に対する基本的な考え方として、利用者及び施設管理者の現状の課題、提案システムによる解決手段を具体的に整理すること。

・キーワード（スマートロック機能）を用いた提案とすること。

・提案システム導入による利用者及び施設管理者の行動変容が具体的に記載されていること。

・システム構成図について、システム名、利用するネットワーク、利用者・施設管理者との関連性が分かるようにすること。

・インターネットを経由したクラウドシステム（サービス名含む）の提案になっていること。

・当該仕様書及び機能要件確認表に記載のある事項について、対応状況を示すこと。

・利用者に対するシステム利用を促進する提案を示すこと。

・画面レイアウト、利用者及び施設管理者の操作機能を示すこと。

・システムのセキュリティ対策について、具体的な脅威・対策を示すこと。

・システム内での個人情報の管理方法（施設ごとの個人情報管理など）、安全性確保の手段を記載すること。

・システムの保守・運用サポート内容を示すこと。

・「業務実施スケジュール」は、本事業を進めるためのスケジュールを各工程の内容が分かるように記載すること。

⑸　企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

①　提出期限を過ぎて提出された企画提案書

②　民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案

③　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

④　１⑸　委託料等限度額を超過する提案

⑤　その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

⑹　留意点

① 提案者は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

② 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。

8 プレゼンテーション審査に関する事項等

プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、その内容を補完するものとする。なお、参加申込者が１者の場合もプレゼンテーションを実施する。

⑴ 事前審査

① 参加申込者が多数の場合は、審査基準に基づき、企画提案書の事務局審査（書面審査のみ）を行い、プレゼンテーション審査を受けることができる者（３者程度）を選定する。

② 事前審査終了後は、速やかに参加申込者全員に事前審査の結果を令和７年１０月２２日（水）までに通知する。

③ 事前審査の結果についての異議申立ては一切受け付けない。

⑵ プレゼンテーション審査実施日

① 開催日 令和７年１０月２９日（水）

※ プレゼンテーション審査の日時の詳細については、後日連絡する。

② 場所 阿南市役所３０３会議室

③ 説明者 １者当たり２名までとする。

④ 説明時間 １者当たり３５分間（説明２５分、質疑応答１０分）とするが、提案者数に応じて変更する場合がある。

⑤ 説明方法 アピールポイントなど書類又はスライド（PPT）等を用いて説明すること。

⑥ その他 スライド（PPT）説明に必要な場合、プロジェクター（接続端子は HDMI）は市が用意するが、パソコン等は説明者が持参すること。

⑶ 受託候補者の決定

① プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において、各企画提案の内容について審査を行う。審査委員会の審査により、第１順位の受託候補者を決定する。

② 第１順位の受託候補者が辞退したときは、次点の者を受託候補者とする。

③ プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

④ 最低基準点を設け、評価点が６割に満たない者は選定外とする。

⑷ 審査結果の通知及び公表

審査結果については速やかに電子メール等で通知し、阿南市のホームページにおいて公表する。なお、審査の経緯については公表しないものとし、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

9 契約に関する事項

⑴ 契約の締結

受託候補者と本市の間で、委託内容、経費等について調整を行い、協議が整った場合、見積書を徴して公募型プロポーザル方式による随意契約とし、契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更に関する協議を含むものとする。

⑵　契約保証金

契約締結に当たり、受託者は、阿南市契約規則（平成２４年規則第７号）第２６条第１項に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

⑶　その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書面を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

１０　失格事項

⑴　本プロポーザル参加に当たっては、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

⑵　提案者は、受託候補者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

⑶　その他不正な行為があったと市が認めた場合は、失格とする。

１１　提出書類の取扱

⑴　提案者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、阿南市情報公開条例（平成１２年条例第３７号）に基づく情報公開請求の対象となる。

⑵　提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

⑶　企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者側の責において許諾を得た上、掲載すること。

⑷　提出書類については、追加・削除等は原則として認めない。

⑸　提出書類は返却しない。ただし、本プロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

１２　その他

⑴　公募型プロポーザルは、受託候補者を選定するものであることから、具体的な事業実施については、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。

⑵　プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。

⑶　参加申込者は、複数の企画提案をすることはできない。

⑷　参加申込書を提出した場合にあって参加を辞退する場合は、令和７年１０月２２日

（水）までに辞退届（様式６）を提出すること。

⑸　参加申込者がなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。

⑹　評価内容及び選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。

⑺　提出書類・質問の作成及びヒアリングは、日本語で行うものとする。

１３　問い合わせ先

阿南市教育委員会教育部生涯学習課

〒７７４－８５０１　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３（阿南市役所５階）

電　話：０８８４-２２-３３９１（直通）　　ファクシミリ：０８８４-２２-４７８５

E-mail：kyousha@anan.i-tokushima.jp